

別添 9

伊勢志摩国立公園  
管理計画書

( 抜 粋 )

平成 2 1 年 1 2 月

中部地方環境事務所

### (3) 志摩管理計画区

#### 1) 管理計画区の概況

##### ①地形

志摩半島に囲まれた英虞湾や的矢湾の深い入り江や、複雑且つ繊細な海岸線と多くの島々を有するリアス式海岸が特徴である。当該計画区の大部分は10～50mの高さの海岸段丘から成り立っている。

##### ②植生

大部分をシイ、カシ、アカマツ等の二次林が占めている。海岸線の急斜面には、トベラ、ハマヒサカキ、シャリンバイ等が風衝により矮性化して生育し、広の浜等の砂浜には、ハマゴウ、ハマウド、ハマボウフウ等の海浜性植物が見られる。

また、和具大島の「<sup>わくおおしま</sup>暖地性砂防植物群落」が県指定天然記念物に指定されている。

##### ③動物

志摩半島の南側を流れる暖流とともに移動してきたアカウミガメの上陸および産卵が見られる。山域部では、イノシシ等の野生生物が多数生息しているほか、沿岸部では、ミサゴ、ウミウ、オオミズナギドリ等、多くの鳥類が生息している。

##### ④利用

英虞湾等の島嶼リアス式海岸や海の幸に恵まれ、海水浴やサーフィンに適した海岸が複数存在し、交通の便もよいことから利用者は多い。

また、登茂山及び横山からの展望利用、ビクターセンターを拠点とする野外活動が活発に行われている。

#### 2) 管理方針

本管理計画の管理方針は、次のとおりとする。

①自然海岸及び自然林の保護を図る。

②英虞湾や的矢湾の複雑かつ繊細な風致景観を維持するとともに、登茂山、横山等の展望地からの風致景観の保全を図る。

③英虞湾や的矢湾の水質保全を図る。

④アカウミガメの産卵地、猛禽類の渡りのルート等、野生生物の保護に配慮する。

### 3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

#### ①保全対照と保全方針

特色ある風致景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な管理を行うこととする。

保 全 対 象	概 要	保 全 方 針
英虞湾 的矢湾	①溺れ谷 ②多島海 [1, 2, 3特、普通]	奥深い入り江と大小多数の島々を有したリアス式海岸で、本国立公園を代表する風致景観である。 自然海岸の保全に努めるとともに、湾内で営まれている真珠、カキ等の養殖筏等、生活に密着した湾内風景の保全に努めるものとする。 また、湾内の水質保全について十分配慮するものとする。
大王崎 あのりまき 安乗崎	①陸けい海岸 ②海食崖 [3特、普通]	自然海岸の保全に努め、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺の自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
こ  う  かいがん 国府海岸 大野浜 広の浜 ご  き  しらはま 御座白浜	①砂浜海岸 ②ハマユウ群落 ③御座白浜海水浴場（日本の水浴場 88 選） [2特、3特]	自然海岸の保全に努め、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺の自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
和具大島	①和具大島暖地生砂防植物群落（県指定天然記念物） ②ウチヤマセンニュー（国：絶滅危惧ⅠB類（EN）、県：絶滅危惧ⅠB類（EN））の繁殖地 [1特]	近年、外来植物（アツバキミガヨラン等）が島内へ侵入及び分布拡大が激しく、在来植物群落へ悪影響を与えている。本来の生態系を維持するため、環境省や地元団体、住民らが協力して外来植物の駆除を行っている。引き続き、官民一体となって外来植物駆除に努めるものとする。 自然海岸の保全に努めるとともに貴重な動植物の生態系の維持及び生息・生育環境の保全に努めるものとする。 また、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺の自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
いざわのみや 伊雑宮 う  き  ひ  じんじや 宇気比神社の森	常緑広葉樹林 [普通]	社叢林の保全に努めるものとする。
ひよりはま 日和浜 さんぐうはま 参宮浜	①アカウミガメ（国：絶滅危惧ⅠB類（EN）、県：絶滅危惧Ⅱ類（VU））の産卵地 [1特、2特]	アカウミガメの上陸、産卵地として重要な浜であることから、営巣期間について車馬等の乗入れを規制し、産卵地の保護を図るものとする。

保 全 対 象	概 要	保 全 方 針
広の浜	①アカウミガメ（国：絶滅危惧ⅠB類（EN）、県：絶滅危惧Ⅱ類（VU））の産卵地 ②シロチドリ（県：絶滅危惧ⅠB類（EN）〔繁殖個体群〕、準絶滅危惧（NT）〔越冬個体群〕）の繁殖地〔2特〕	アカウミガメの上陸、産卵地及びシロチドリの繁殖地として重要な浜であることから、営巣期間について車馬等の乗入れを規制し、産卵・繁殖地の保護を図るものとする。

<参考文献>

- ・環境省鳥類レッドリスト（2006）
- ・環境省爬虫類レッドリスト（2006）
- ・三重県レッドデータブック 2005 動物（三重県）

②主要な展望地

代表的な展望地と展望対象を定め、その風致景観の保全のため適切な管理を行うこととする。

展望地、名称	主要展望対象	保 全 方 針
登茂山集団施設地区	英虞湾に望むリアス式海岸	英虞湾を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努めるものとする。
横山集団施設地区	英虞湾に望むリアス式海岸	英虞湾を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努めるものとする。
安乗崎	太平洋側及び的矢湾に望むリアス式海岸	安乗崎園地、安乗崎灯台からの的矢湾及び太平洋を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、工事に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるものとする。
大王崎	太平洋側に望むリアス式海岸	大王崎園地、大王崎灯台から太平洋を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、工事に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるものとする。
金比羅山 <small>こんびらさん</small>	太平洋側及び英虞湾に望むリアス式海岸	先志摩半島の西端に位置する金比羅山から英虞湾及び太平洋を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努めるものとする。
国府白浜～阿見松原 <small>あごまつばら</small>	砂浜海岸 松林	緩やかに湾曲した砂浜と松林の一体となった風致景観の維持に留意するものとする。

#### 4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

##### ①公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成 17 年 10 月 1 日付け環自国発第 051001001 号 自然環境局長通知）によるほか、下記の取扱い方針によって運用する。

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
-------	-----	---------

園地	登茂山集団施設地区 横山集団施設地区	<p>①基本方針 優れた自然風景の展望地として風致景観の維持に留意し、施設のデザインの統一を図り、きめ細かな管理を行う。 また、自然解説のための施設の整備、充実を図る。</p> <p>②建築物 ア. 規模、構造 高さは極力抑制されたものとする。 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 イ. 色彩 屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁はこれと調和したものとする。</p> <p>③園路 地形改変、支障木の伐採は最小限とする。</p> <p>④取付道路 位置、工法 必要最小限の規模とし、地形に順応した線形であって、擁壁を使用すること等により地形改変、支障木の伐採を極力少なくする。</p> <p>⑤標識類 ア. 位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ. 材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとする。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ. 色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>⑥その他の付帯施設 ベンチ、野外卓類は木製とし、必要最小限の数とする。</p> <p>⑦修景緑化 ア. 既存樹木の保存に留意し、植栽を行う場合には展望の確保に留意し、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。 イ. 取り付け道路等の法面については、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うものとし、やむを得ず擁</p>
事業の種類	事業名	取 扱 方 針

		<p>壁等を設ける場合には、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、展望地、園路等利用者等から望見されない場合はこの限りではない。</p> <p>⑧残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑨管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
--	--	--

## ②許可・届出等取扱方針

### ア. 特別地域内における取扱方針

次によるほか、下表の取扱いによって運用する。

- ・自然公園法施行規則（昭和 32 年 10 月 11 日付け厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）
- ・自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 自然保護局長通知）
- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）
- ・自然公園法施行規則第 11 条第 30 項の規定による基準の特例について（平成 12 年 6 月 21 日付け環自国第 361 号自然保護局長通知）
- ・伊勢志摩国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件を改正する件について（平成 13 年 3 月 26 日付け環境省告示第 13 号）
- ・国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成 16 年 2 月環境省自然環境局）

行為の種類	取扱方針
4 広報物等	<p>①基本方針 主要展望地及び道路周辺の風致景観の維持に留意する。 また、三重県屋外広告物条例との調整を図るため担当主幹課と連携を図る。</p> <p>②位置 誘導標識については主要道路からの分岐等に設置するものを基本とし、設置する場合は極力統合標識とする。</p> <p>③材料、色彩 主要材料は木材、自然石等の自然材料又はこれを模したものを使用する。色彩は、地色は素地色、黒色、焦げ茶色、白色とし、使用色数は最小限とする。</p> <p>④管理方針 事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去又は補修する等、適切な管理を求めるものとする。</p> <p>⑤その他 電柱への掲出は認めない。</p>